

(令和5年2月8日決裁)

社会実験「鵜飼観覧船乗船場での焼き鮎調理・販売事業」参加事業者募集要項

1 趣旨

長良川を象徴する食材であり、鵜が捕らえる魚としてぎふ長良川の鵜飼と深い関わりのある鮎について、鵜飼観覧船事務所近辺で気軽に食す機会を提供するため、鵜飼観覧船事務所横スペースで鮎の塩焼きを販売できる事業者を募集し、乗船客等の満足度向上、賑わいの創出に繋げる。

2 参加事業者の条件

以下の条件を全て満たす事業者を募集する。

- ・令和5年度の鵜飼開催期間（5月11日～10月15日）中、鵜飼観覧船事務所横のスペース（間口2.7m×奥行3.6m）において、合計20日間以上鮎の塩焼きを調理・販売できること。なお、荒天の場合を除き、乗船客を中心に観光客が滞留する時間（16時～19時）の販売を基本とします。
- ・食品衛生法における飲食店営業（露店）の営業許可を取得している事業者又は令和5年度の鵜飼開催期間までに取得できる事業者であること。
- ・岐阜市内に営業所を有する事業者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- ・市町村税を滞納していないものであること。

3 応募期間と提出書類

令和5年4月10日（月）17時までに鵜飼観覧船事務所に連絡の上、下記書類を提出すること。2の条件を全て満たすことが確認できた事業者を参加事業者として当事業を実施することとする。

- ・事業者情報書
- ・暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書
- ・市町村税完納証明書

4 その他注意事項

テント（三方囲い）や机等、調理・販売に必要な備品の準備、ゴミの処理は事業者の負担とする。また、出店に当たり土地の使用料（1日あたり47円）が、コンセント（1口）を使用する場合は、電気料（1日あたり49円）が必要となります。

出店日は市と参加事業者とが協議して決定することとし、参加事業者が複数となった場合は、市と全ての参加事業者において出店日を調整するものとする。

なお、あらかじめ市と協議のうえ参加事業者において営業届出など必要な手続きを行った場合、弁当類など鮎の塩焼き以外の食品を販売することもできることとする。